

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第236号（8.10.5） 桜の宮中学校の統合に関する今後の改善を求める陳情
陳 情 の 要 旨	1. これまでの資料や説明に、事実と異なる点や誤解を招く内容がある場合は、速やかに訂正するとともに、その経緯を説明・公表すること。 2. 今後の学校統合等における情報提供・説明・意見交換の進め方を改善し、資料の作成・確認方法や市民から寄せられた意見の取り扱いを含めた具体的な再発防止策を策定・公表すること。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市北区 西山 佑治 ほか1名
送 付 委 員 会	教育こども委員会

2026年10月20日

神戸市会議長
よこはた 和幸 様

陳情者

保護者有志の会

住所 神戸市北区

代表 氏名 西山 佑治

住所 神戸市北区

氏名 高木 雅之

桜の宮中学校の統合に関する今後の改善を求める陳情

【陳情趣旨】

今年5月、教育委員会より、桜の宮中学校の統合に関する保護者説明会が開催され、今後、保護者の意見を反映しつつ、計画を検討していくと説明されました。

一方で、秋までに方針を決定したいとの意向も示され、限られた期間で十分な意見交換や検討が行われるのか、懸念が生じました。

7月には2回目の説明会が開催され、通学安全や進め方について、子ども達の負担や心のケア、十分な説明と丁寧な対応を求める声など、多くの疑問や不安が寄せられましたが、「今後検討して回答する」との説明も多く、十分な説明がなされたとは考えられませんでした。

こうした状況を受け、地域の自治会を通じて保護者有志でアンケートを実施したところ、統合に前向きな意見がある一方で、統合そのものについて慎重な意見も多く寄せられました。

また、説明・議論について「十分である」「ある程度十分である」とした意見は全体の7.3%にとどまり、「あまり十分ではない」「不十分である」とした意見は49.1%と多く寄せられました。

さらに、自由記述からも、教育委員会の説明や対応について不信感を抱く保護者が少なくないことがうかがえます。これらの意見は、自由記述を含め、すでに教育委員会へ提出しています。

アンケートには、現在の保護者だけでなく、卒業生の保護者、卒業生、地域住民など、さまざまな立場の方から多くの回答が寄せられました。立場や考え方はそれぞれ異なりますが、この問題への関心の高さがうかがえることから、地域のことを真剣に考え、子ども達にとって何が最善かを大事にしていることがうかがえます。

しかし、その後、9月1日に教育委員会から統合決定が通知されました。説明会では、保護者の意見を反映し検討するとされていたにもかかわらず、十分な意見交換や検討がなされたのかについて、私達は強い疑問を感じています。

また、これまで示された資料や説明の中には、実際に寄せられた意見とは異なる、または誤解を招く形で受け取られかねない内容があり、結果として、事実が反対の意味かのように伝わることになっています。

神戸市が掲げる、保護者・地域と現状や課題を共有し、意見を伺い、理解を得ながら進めていくという考え方に照らしても、今回の進め方や、寄せられた意見の扱いについては、十分な説明が必要です。

学校の統合は、子ども達の学校生活や将来にも大きく関わる重要な問題です。だからこそ、市民から寄せられた意見を都合のよい形に捉えたり、事実と異なる形で伝えたりすることはあってはならず、市民の行政に対する信頼を損なうことにもつながります。

これまでの経緯や資料、説明、寄せられた意見の扱いなどを踏まえ、私達は桜の宮中学校の統合について現在の進め方をそのまま認めることはできません。

しかし、今回の陳情は、統合の是非そのものについて再検討を求めることを目的とするものではありません。

統合をこのまま進めるのであれば、これまでの資料や説明に事実と異なる点や誤解を招く表現がある場合には、速やかに訂正するとともに、その経緯について説明し、公表していただきたいと考えます。

さらに、今後同様のことが起こらないよう、資料の作成・確認方法や、市民から寄せられた意見の取り扱いについてこれまでの進め方を改善し、具体的な再発防止策を策定・公表することを求めます。

行政として正確な情報を示し、市民の意見を適切に扱い、説明責任を果たすことは当然のことです。教育委員会には今回の対応を真摯に受け止め、必要な訂正と改善を行うことを求めます。

以上の理由から、以下の事項について陳情いたします。

【陳情事項】

1. これまでの資料や説明に、事実と異なる点や誤解を招く内容がある場合は、速やかに訂正するとともに、その経緯を説明・公表すること。
2. 今後の学校統合等における情報提供・説明・意見交換の進め方を改善し、資料の作成・確認方法や市民から寄せられた意見の取り扱いを含めた具体的な再発防止策を策定・公表すること。